

強姦について被害者供述の信用性が否定され破棄自判により無罪となった事例**【文 献 種 別】** 判決／福岡高等裁判所宮崎支部**【裁判年月日】** 平成 28 年 1 月 12 日**【事 件 番 号】** 平成 26 年（う）第 9 号**【事 件 名】** 強姦被告事件**【裁 判 結 果】** 破棄自判**【参 照 法 令】** 刑事訴訟法 336 条・382 条・397 条 1 項・400 条**【掲 載 誌】** 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25541932

事実の概要

被告人は、平成 24 年 10 月 7 日午前 2 時 8 分頃から午前 2 時 31 分頃までの間、鹿児島市の繁華街（天文館）路上において被害者（未成年女子）の手首をつかんで暗がりに行き、暴行を加えた後、近くの駐車場付近に連れ込み、同所においてわいせつ行為を繰り返し、その後再び被害者を引っ張って場所を移動し、付近の路上において被害者を仰向けに転倒させ反抗を抑圧した上で強い被害者を姦淫したとの事実で起訴された。

公判において、事件当時の記憶が全くないとして被告人が全面的に事実を争ったため、被害者供述の信用性が争点となった。一審判決（鹿児島地判平 26・2・24）は、被害者と被告人が一緒に歩行している映像が現場付近の防犯カメラに残っていたこと、同日午前 2 時 32 分頃に被害者が携帯電話から母親と勤務先の店長にトラブルを伝えていること、同 39 分頃にこの店長が警察に通報したこと、事件後病院で被害者の体内から犯人の精液が検出されたが、抽出された DNA は微量で DNA 型鑑定に至らなかったこと等の事実を認定した上で、被害者供述はこれらの事実と符合しており信用性は非常に高く、虚偽供述を行う動機もなく、被害後の行動は合理的で供述の内容も具体的に評価した。他方、被害者と犯人を見たとする目撃証言については信用性を否定、被害者供述に対する弾劾には成功していないとして、懲役 7 年の求刑に対して懲役 4 年を言い渡した。

被告人は控訴し、被害者供述の信用性が再度争われることとなった。

判決の要旨

1 控訴審は、まず、被害者の膣液から採取された精液が被告人のものであるかどうか客観的に裏付けが必要であるとして、他の男性の精子が存在した可能性が否定されなければならないところ、パートナーとの最終性交が被害時から 1 週間遡るとの被害者供述には的確な裏付けが存在しないこと、反対に控訴審で提出された O 鑑定によれば、膣液中に精子が存在しそれが被告人と異なる第三者に由来するものであること及び被告人の精子は存在しないことが明らかにされたと認定した。そのため、被害者が被告人から姦淫されたという供述部分について、これを是認できないとした。

2 その上で、被害者供述全体の信用性の検討に進み、防犯ビデオ映像から被告人が被害者の手を引いて現場方向に被害者を連行した事実は認められるものの、意思に反していたとか抵抗していたという被害者の主張については疑問があり、むしろ被害者と被告人との間で当初合意があったものの後に何らかのトラブルが存在した可能性をうかがわせるものであって、強姦の事実は裏付けられていないと認定した。

3 さらに控訴審は、上記のような客観証拠と矛盾し、あるいは合致しない供述を被害者が維持している理由について検討を加え、被害者の膣内に残存していた精液の存在が資料採取時に近接した性交の事実を推認させることから、かかる性交

の事実を認識しつつあえて虚偽を述べて隠置したと認定した。その理由としては、被害者において自身が面識のない相手と容易に性的関係を持つ傾向があることを知られるのを恐れたのか、あるいは性交の事実そのものを隠す必要があったためか、と推測した。

4 一方、強姦行為時に関する被害者供述と客観的証拠との関係についても検討を加え、(1) 被害者が、アスファルトで舗装された凹凸の多い硬い路面に転倒させられて頭部を打ったり、馬乗りになった被告人から首を絞められたり、路上であおむけの状態で性交されたりした旨を供述していたところ、事件後の医師の診察によれば肌の露出部分や被害者の身体に具体的痕跡がなく、着衣にも繊維の損傷等の具体的痕跡も見られないこと、(2) 防犯ビデオ映像に残った記録時間と被害者の供述を照合すると、わずか9分間で連れ込みから押し倒し、抵抗の排除から性交までの犯行が完了しなければならないこと、(3) 声かけから犯行終了までに13分程度しか経過しないうちに170メートルの距離を嫌がる被害者を自転車に乗ったまま片手で連行し、抵抗する被害者にわいせつ行為を続けたということ等は相当不自然であって、これらは、被告人と被害者との間に一旦何らかの合意が成立し一定の性的接触があったと考えれば合理的かつ自然に説明できるとした。

5 その他、被害者供述の内容面でも、自転車に乗った被告人による連行場面及びわいせつ行為に及ぶ様子等についての描写や、被告人との言葉のやり取りが相当不自然であって、犯行後の被害者の行動や公判廷での供述も不自然な部分が見られるため、被害者の意思に反して性的接触がなされたという部分についても強制わいせつを認定するに足りないとして一審判決を破棄し無罪とした。

判例の解説

一 科学鑑定論から見た天文館事件

1 DNA型鑑定をはじめとする科学鑑定は、客観的で中立的なものであり、技術的に信頼できる方法で実施される限り、自白とは異なり、信用性判断が容易で事実認定に資すると期待されてき

た。だが、足利事件再審請求審で確定判決の中心的証拠とされたDNA型鑑定の誤りが露見し、そうした科学技術を捜査や立証に応用する際の危険性が突きつけられたはずであった¹⁾。ところが、警察庁は鑑定資料の保存がされず検証ができなかったことを問題としつつ、当時の鑑定に問題はなかったと評価すると共に当時と比べて今日の鑑定技術は「大幅に改善を見ている」と積極的に評価した²⁾。鑑定結果を利用した検察庁も、資料やデータの保管に留意していなかった点を反省しつつ、鑑定の中立性や公正性の確保については特段注意を向けなかった³⁾。裁判所に至っては、科学証拠をより積極的に刑事裁判で活用すべきという方針を示し⁴⁾、科学鑑定の適正性をわが国で制度的手続的に担保するような方向性を示すこともなかった。そうしたところ、本判決はわが国の科学鑑定の杜撰さや不公正さを明らかにしたばかりでなく、以下に示す通り、警察鑑定実務やその囑託に関わる検察において倫理面で大きな問題を内包していることを明らかにしたという点で重要な意義を有する⁵⁾。

2 本判決は、第1には、警察鑑識の中立・公正性、そして適正性につき厳しい疑問を投げかけている。一審段階で提出された科捜研職員Aによる鑑定報告書では鑑定不能とされていた資料につき、控訴審におけるO鑑定はDNA型鑑定に成功しており、その結果も被告人と異なる第三者のものであることを明らかにした。また、Aの鑑定ではDNA型鑑定溶液の残部や鑑定経過メモが廃棄されており、しかも検査記録においても鑑定手順や内容等が明記されていなかった⁶⁾。そこで判決は、科捜研の鑑定が失敗に終わった理由につき、鑑定技術が稚拙であった可能性を指摘しつつ意図的な操作の疑いを指摘した。すなわち、実際にはDNA型が検出されたにもかかわらず、被告人の型と整合しなかったことから、「捜査官の意向を受けて、PCR増幅ができなかったと報告した可能性」があると述べた(傍点筆者)。また、性犯罪捜査に関わって、警察官が被害者の着衣から微物採取活動を行ったものの、その資料収集過程の記録化を怠り、写真撮影も図面も残されていなかった点について厳しく批判した。

3 第2に、控訴審での検察官の鑑定に関わる

訴訟活動に対しても本判決では裁判所から明白な疑義が示され、検察官から証拠調べ請求のあったS鑑定を不採用とした。検察官が裁判所にも弁護側にも連絡なく、また三者協議で再鑑定の予定を通知しないまま、非代替的な資料を費消して「必要性も緊急性もない」鑑定を秘密裏に囑託していたからである。裁判所はこの点、異例にも「検察官に有利な方向に働く場合に限って証拠請求を行う意図があったことすらうかがわれる」と断じ、検察の姿勢につき「訴訟法上の信義則及び当事者対等主義の理念に違背」として非難した（傍点筆者）。

4 本件捜査及び控訴審の訴訟経過を見る限り、DNA型鑑定をめぐる警察・検察の態度や行動にはその姿勢の偏りが顕著である。これでは、いかに警察・検察・裁判所が科学鑑定の利用を積極的に評価したとしても、鑑定実施や証拠の許容性判断の面で強い疑問が生じてくるだろう⁷⁾。中立で透明性のある捜査鑑定制度が確立され、鑑定囑託に関わる検察の公正な活動が担保されない限り、わが国の刑事裁判において科学鑑定を証拠として活用することは大きな危険を伴っているといわざるをえないだろう⁸⁾。

三 冤罪論から見た天文館事件

1 被告人が冤罪を訴えている場合、とりわけこれを性犯罪について考えてみると可能性は3つの類型しかない。第1は犯罪事実には争いもなく犯人性を争う場合で、痴漢冤罪が典型例である。これを「犯人性争点型」と呼ぶ。第2は客観的な事実は存在するが犯罪性が疑われる場合である。すなわち強姦であるにもかかわらず、事後にこれを強姦だと被害者が訴えるようなケースである。これを「犯罪性争点型」と呼ぶ。第3は犯行そのものが存在しないのに犯罪をでっち上げられる場合である。痴漢行為がなかったにもかかわらずこれを訴えられるようなケースである。これを「事実争点型」と呼ぶ。被告人が冤罪を主張する場合は、裁判の争点形成にあたり、弁護人も裁判所も、当該事案でいかなるタイプの主張をしようとするのか、又は主張されようとしているのかについて見誤らないようにしなければ冤罪を防ぐことはできない。

2 さらに、被害を訴える者の供述に疑いがある事案については、被害者には何らかの虚偽を申し立てる理由があったと考えるのが合理的であるから、事実認定にあたっては被害者による虚偽供述の動機を探し出すことで公訴事実合理的疑いのあることが推認されよう。強姦事案に関する虚偽告訴に関わる海外の研究によれば、被害者が虚偽告訴に至る理由としては、[I] 秘密の関係等明らかにされたくない事実を隠蔽したい場合、[II] 自己の破廉恥性を隠置したい場合、[III] 男性に対する復讐の手段である場合、[IV] 性的願望の充足の場合、[V] 精神病の症状やファンタジーの場合等が考えられる⁹⁾。ⅣやⅤの場合には、事実そのものが存在しないため上記「事実争点型」に該当する。しかしながら、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの場合には性行動の事実が存在するため精子等の生体証拠（客観証拠）が残っていることもあるが、生体証拠はⅠやⅡの場合は第三者に由来し、Ⅲの場合は被告人に由来することとなる。ⅠやⅡの場合は上記犯人性争点型に該当し第三者由来の精子が発見されれば冤罪の証明は可能となるだろう。だが、Ⅲの場合は犯罪性争点型に該当し、この場合、科学鑑定では決着がつかず他の証拠によって認定するしか道はないだろう。

3 本件では、監視カメラ映像から被害者と被告人の間に直前に性的接触に関する何らかの合意があったことが推認されるため、Ⅲの可能性が否定できないものの、O鑑定や事件直後の医師の診察等から第三者との性交の事実が犯行直近にあったことがうかがわれ、ⅠやⅡの可能性が強く疑われた事案だった。そのため、鑑定を受けて控訴審判決は被害者の虚偽供述の原因について検討を進め、ⅠやⅡの事情が本件被害者に生じていた可能性があると判決文中で明示されている点が注目される。

4 海外で行われた虚偽告訴に関する事例研究によれば、虚偽強姦事案の虚偽告訴人の訴えには共通して見られる特徴がある¹⁰⁾。すなわち、①傷害の程度が軽く表面的、②引っ掻き傷の方向が定形的、③被害者の主張する抵抗の度合いと犯人が抑圧のために用いた暴行の程度が合致しない、④別の問題（妊娠の事実等）の解決手段となっている、⑤当局への速やかな通報の欠如、⑥見知ら

ぬ相手であることを強調、⑦複数の実行犯を示唆、⑧強姦行為以外の性的行為に関する申告がない、⑨詳細部分が曖昧、⑩被害場所を正確に特定できない、⑪客観証拠と供述が矛盾、⑫事件の前後に犯人から接触、⑬個人的問題を抱えていることが多い等である。控訴審はこれらのポイントのうち①④⑥⑨⑬等を事実認定にあたって慎重に検討した。反対に、一審は弁護側の詳細な指摘と主張がありながら被害者供述の信用性に疑いを生じさせるものではないと退けていた。

5 控訴審判決は、O鑑定に基づいて第三者との性交の事実を認めて強姦の可能性を否定し、性交行為は被告人とではなく第三者とのものであると認定した。また、強制わいせつが疑われた事実も合意に基づくものと推認できるとした。つまり本件は、強姦については「犯人性争点型」に該当し、強制わいせつについては「犯罪性争点型」に該当する、いわばハイブリッド・タイプの珍しいケースであった。本件の場合、飲酒のために被告人には犯行時刻とされた時間帯の記憶が欠落していたことから、この2点をあらかじめ弁護側において切り分けて争点化することは困難な作業であったと思われる。実際、弁護側は当初は接触についても争っていたものの一審弁論ではこの点を明白に分けて論じている。にも関わらず、一審は被害者と被告人に接触が存在したことをもって強姦事実についてまで推認してしまった。そして、犯行前の連行の経緯に関する被害者供述についても、また、身体や衣服等に押し倒されて犯行が行われた痕跡がないことなどについても、不自然ではないと押し切り、「被害者供述全体の信用性を左右する事情ではない」と認定した。だが、控訴審とて、被害者供述をめぐる不自然さに関わって、もしも控訴審段階でO鑑定が提出されていなかったならば、果たして一審と異なる推認ができたであろうか。この点、評者としては疑念を拭うことができない。本件は、供述に依存した事実認定がいかに危険であるかを示すと共に、科学鑑定の重要性は言うに及ばず、これを実施し公判廷に顕出させるまでのプロセスに関し、いかに公正中立な仕組みを確立するかがわが国の刑事司法の課題であることを浮き彫りにしていると思われる。

●——注

- 1) 足利事件におけるDNA鑑定の問題点については差し当たり、徳永光「足利事件とDNA(MCT118型)鑑定——科学的証拠に対する評価のあり方」自正62巻3号(2011年)29頁を参照。
- 2) 警察庁『足利事件における警察捜査の問題点等について(概要)』(2010年4月)参照。
- 3) 最高検察庁『いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について(概要)』(2010年4月)参照。
- 4) 司法研修所『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』司法研究報告書64巻2号(2012年)は、「科学的知見が将来覆されることがあるかもしれないというだけの理由で、闇雲にその利用を忌避されるということがあったとすれば、こうした態度も非科学的で不合理」と論難する。同書1頁。
- 5) 警察・検察による報告書に対する批判として、佐藤博史「弁護人からみた警察庁と最高検察庁の足利事件検証報告書——足利事件が教えるわが国の刑事司法の課題」東京大学法科大学院ローレビュー5巻(2010年)229頁参照。
- 6) 本件のかかる実態は、平成22年10月21日警察庁刑事局長通達「DNA型鑑定の運用に関する指針」第6項に定められた「鑑定書その他鑑定結果又はその経過等が記載されている書類については、刑事訴訟法等の定めに従い適切に取り扱うとともに、将来の公判等に備えて適切に保管しなければならない」に、また、同日付刑事局犯罪鑑識官・同刑事企画課長通達「DNA型鑑定の運用に関する指針の運用上の留意事項等について(通達)」にも明らかに反している。
- 7) 司法研修所報告に対する批判として、「特集/科学的証拠と刑事裁判：司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』の検討」刑弁76号(2013年)所収の各論稿を参照。
- 8) 従前からの批判として、浅田和茂『科学捜査と刑事鑑定』(有斐閣、1994年)参照。最近でも鑑識に従事した専門家からも疑問が投げかけられている。平岡義博『法律家のための科学捜査ガイド』(法律文化社、2014年)を参照。
- 9) 詳細については、拙稿「性犯罪における手続的問題点」刑弁35号(2003年)49頁、特に50頁を参照。
- 10) 拙稿・前掲注9)49頁参照。

成城大学教授 指宿 信